

岩手県告示第520号

水防法（昭和24年法律第193号）第16条第4項の規定により、次のとおり水防警報を行う河川を指定した。

平成26年7月8日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 河川名 砂鉄川

2 指定区間

- (1) 左岸 一関市東山町松川字町裏96番2地先（中通川合流点）から一関市東山町松川字野谷起252番3地先（十二木橋）まで
- (2) 右岸 一関市東山町松川字三室320番5地先（三室平沢樋門）から一関市東山町松川字滝ノ沢204番8地先（十二木橋）まで